



エスビー食品株式会社

証券コード：2805

第113期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都板橋区宮本町38番8号
当社板橋スパイスセンター
ミーティングホール

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第3号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）において定めるルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役会に委任する件

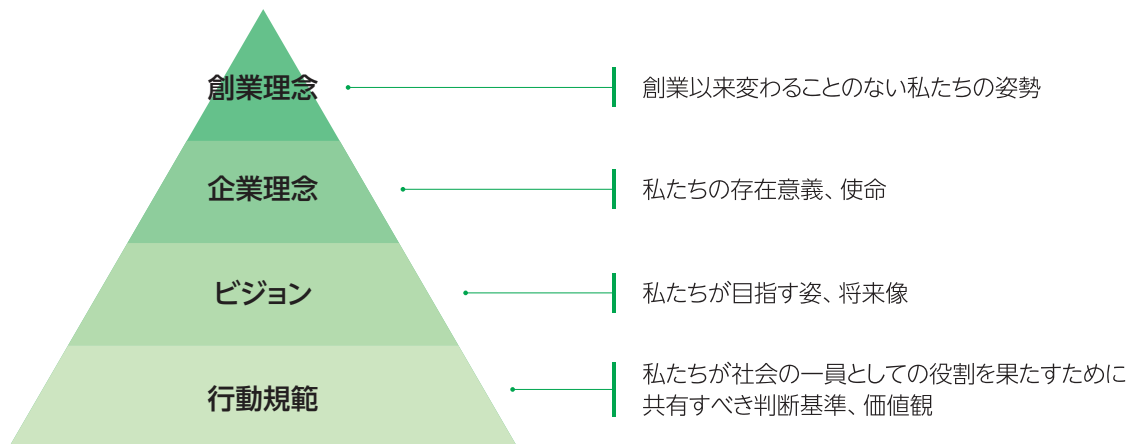
株主の皆さまへ

お土産の配布は行っておりませんので、ご了承ください。



理念・ビジョン

エスビー食品グループでは、日々の活動の拠りどころとして、理念とビジョンを掲げています。この理念とビジョンのもと、従業員一人ひとりが同じ方向に向かって活動していくことで、組織力を高め、いかなる環境においても継続的に成長し、社会から必要とされる人・企業を目指しています。



創業理念

「美味求真」

お客様に喜んでいただくために、ただひたすら真っすぐに“本物のおいしさ”を追い求めます。

企業理念

「食卓に、自然としあわせを。」

- 一) 常に研究を怠らず、創意工夫をこらして高い品質と新たな価値を創出します。
- 二) 常にお客様の視点で考え、心から満足していただける製品を追求します。
- 三) 常に自然に感謝し、食卓から幸せな生活と豊かな社会づくりに貢献します。

ビジョン

「地の恵み スパイス&ハーブ」の可能性を追求し、おいしく、健やかで、明るい未来をカタチにします。

理念・ビジョンについてはこちらからご覧いただけます。
<https://www.sbfoods.co.jp/company/policy/>



株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

第113期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および当社グループの事業概況についてご説明しておりますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、企業理念「食卓に、自然としあわせを。」のもと、社会から必要とされる人・企業を目指すとともに、新たに策定いたしました第4次中期経営計画（2027年3月期～2029年3月期）の各施策に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長

池村和也

証券コード 2805
(発信日) 2026年6月8日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月29日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町18番6号

エスビー食品株式会社

代表取締役社長 池 村 和 也

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sbfoods.co.jp/company/ir/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2805/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスビー食品」または「コード」に当社証券コード「2805」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面のほかインターネットでも議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2026年6月23日（火曜日）午前10時</p>
<p>2 場 所</p>	<p>東京都板橋区宮本町38番8号 当社板橋スパイスセンター ミーティングホール</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第113期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第113期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）計算書類報告の件
	<p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p> <p>第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）において定めるルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役に委任する件</p>
<p>4 招集にあたってのご案内事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。 2. 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず、招集ご通知3ページ記載の各ウェブサイトのみに掲載しております。 <ol style="list-style-type: none"> (1)事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「株式会社の支配に関する基本方針」 (2)連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 (3)計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 <p>なお、上記(1)～(3)は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査等委員会の監査対象となっております。</p> 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、招集ご通知3ページ記載の各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

<株主の皆さまへのお願い>

- 本定時株主総会における議決権の行使は、書面のほかインターネットでも可能でございます。招集ご通知7～8ページをご確認いただき、ご活用ください。
- 本定時株主総会の様子は、インターネットによるライブ配信をさせていただく予定です。詳細につきましては、招集ご通知9ページをご確認ください。
- 本定時株主総会では、株主の皆さまからのご意見・ご質問を事前に受付いたします。詳細につきましては、招集ご通知10ページをご確認ください。
- 車いすでご来場の株主さまには、専用のスペースを設けておりますので、受付スタッフまでお申し出ください。
- 介助が必要な株主さまは、介助者を1名に限り同伴してご出席いただくことができますので、受付スタッフまでお申し出ください。
- お土産の配布は行っておりませんので、ご了承ください。

期末配当金に関するお知らせ

第113期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）の期末配当金について、当社定款第34条の規定により2026年5月22日開催の取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、ご案内申しあげます。

- 1 期末配当金 1株につき26円
- 2 効力発生日（支払開始日） 2026年6月9日（火曜日）

○期末配当金お支払いについて

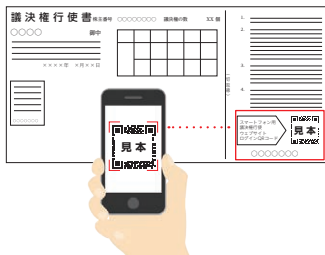
- ・ 期末配当金領収証によりお受け取りの株主さま
お近くのゆうちょ銀行または郵便局で払渡期間内（2026年6月9日から2026年7月31日まで）に、お忘れなくお受け取りください。
- ・ 振込先をご指定の株主さま
「配当金計算書」および「お振込先について」を同封しています。
- ・ 株式数比例配分方式をご指定の株主さま
「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封しています。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

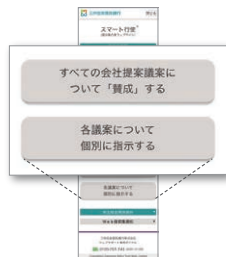
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

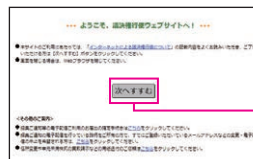
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

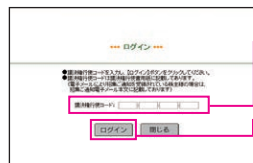
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

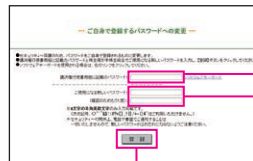
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポート専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031
受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

<株主総会ライブ配信のご案内>

本定時株主総会の様子は、ご自宅などでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。

- ・視聴方法：以下のページより、IDおよびパスワードをご入力の上、ご視聴ください。
- ・URL：<https://www.virtual-sr.jp/users/sbfoods/login.aspx>
※右記の2次元コードからもご視聴いただけます。
- ・ID：株主番号
(議決権行使書に記載されている9桁の数字)
- ・パスワード：議決権行使書に記載されている郵便番号(ハイフンを除いた7桁の数字)
※株主番号および郵便番号は議決権行使書を投函される前に必ずお手元にお控えください。
- ・配信日時：2026年6月23日(火) 午前10時から株主総会終了時刻まで
(予定) ※配信ページは株主総会開始時刻の30分前(午前9時30分)よりアクセス可能です。



(ご注意事項)

- ・株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。議決権行使は「書面(郵送)」または「インターネット」にてお願いいたします。
- ・当日ご質問をお受けすることはできません。あらかじめご了承ください。
- ・ご出席される株主の皆さまのプライバシーに配慮した撮影を行います。やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・撮影した映像は、今後の株主総会運営の検討にも活用させていただきます。
- ・ご使用の機器およびインターネットの接続環境ならびに回線等の状況により、ご利用いただけない場合がございます。
- ・ご利用いただく場合の通信料金等は株主の皆さまのご負担となります。
- ・撮影、録画、録音、保存等は、ご遠慮ください。
- ・ID・パスワードの第三者への提供はご遠慮ください。

<ライブ配信の視聴方法等に関するお問い合わせ先>

株式会社 J ストリーム ライブサポート係

TEL 054-333-9212


受付日時 2026年6月23日(火) (株主総会当日)
午前9時30分~株主総会終了まで

※上記受付日時以外でのお問い合わせは、

エスビー食品株式会社 法務・ガバナンス室 (TEL 03-5918-6892) までお願いいたします。

<事前質問受付のご案内>

本定時株主総会では以下のとおり、株主の皆さまからのご意見・ご質問を事前に受付いたします。

- ・受付方法：以下のページよりご意見・ご質問をご入力ください。
 - ・URL：<https://www.virtual-sr.jp/users/sbfoods/login.aspx>
※右記の2次元コードからもご入力いただけます。
 - ・ID：株主番号
(議決権行使書に記載されている9桁の数字)
- 
- ・パスワード：議決権行使書に記載されている郵便番号(ハイフンを除いた7桁の数字)
※株主番号および郵便番号は議決権行使書を投函される前に必ずお手元にお控えください。
 - ・受付期間：2026年5月29日(金)午前10時から2026年6月12日(金)午後5時30分まで
(ご注意事項)
 - ・いただいたご意見・ご質問の全てにご回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ・ご使用の機器およびインターネットの接続環境ならびに回線等の状況により、ご利用いただけない場合がございます。
 - ・ご利用いただく場合の通信料金等は株主の皆さまのご負担となります。

<お問い合わせ先>

エスビー食品株式会社
法務・ガバナンス室
TEL 03-5918-6892

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は、任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	会社における地位および担当		取締役会への出席状況
1	たぐちひろし 田口裕司	専務取締役 営業グループ管掌兼ハープ事業部担当 兼マーケティング企画室担当	再任	100% (12回/12回)
2	こじまかずひこ 小島和彦	常務取締役 開発生産グループ担当 兼品質保証室担当	再任	100% (12回/12回)
3	かじまさひと 加治正人	取締役 管理サポートグループ担当 兼指名諮問委員会委員 兼報酬諮問委員会委員	再任	100% (12回/12回)
4	よこいみのる 横井実	取締役 経営企画室担当兼業務改革推進室担当 兼管理サポートグループ担当 兼情報統括担当役員	再任	100% (12回/12回)
5	やまざきたかひろ 山崎崇弘	取締役 海外事業管掌 兼管理サポートグループ財経管理室担当 兼法務・ガバナンス室担当	再任	100% (12回/12回)
6	おおひさようこ 大久陽子	執行役員	新任	—
7	たなかりさ 田中里沙	—	新任 社外	—
8	やまなしよ群 山名群	—	新任 社外	—



候補者番号

1

たぐち ひろし
田口 裕司

(1962年10月25日生)

再任

取締役在任年数
(本總會終結時)

9年

所有する
当社株式の数

6,931株

取締役会
出席回数12/12回
(100%)**略歴、地位および担当**

1985年 4月	当社入社	2020年 6月	常務取締役
2011年 10月	商品部上席マネージャー	2022年 4月	営業グループ管掌
2013年 6月	執行役員		現在に至る
2017年 6月	取締役常務執行役員	2025年 6月	専務取締役
2019年 6月	常務取締役常務執行役員		現在に至る
2020年 4月	ハーブ事業部担当	2026年 4月	マーケティング企画室担当
	現在に至る		現在に至る

重要な兼職の状況

なし



候補者番号

2

こじま かずひこ
小島 和彦

(1960年 9月19日生)

再任

取締役在任年数
(本總會終結時)

7年

所有する
当社株式の数

6,631株

取締役会
出席回数12/12回
(100%)**略歴、地位および担当**

1985年 4月	当社入社	2021年 6月	取締役上席執行役員
2009年 10月	商品本部上席マネージャー	2022年 6月	常務取締役
2015年 6月	執行役員		現在に至る
2017年 4月	開発生産グループ担当		品質保証室担当
	現在に至る		現在に至る
2019年 6月	取締役執行役員		

重要な兼職の状況

なし



候補者番号

3

かじ まさと
加治 正人

(1970年10月9日生)

再任

取締役在任年数
(本總會終結時)

5年

所有する
当社株式の数

4,865株

取締役会
出席回数12/12回
(100%)

取締役候補者とした理由

加治正人氏は、当社管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人財として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1993年4月 当社入社
2018年4月 人事総務室長
2019年6月 執行役員
管理サポートグループ担当
現在に至る

2021年6月 取締役執行役員
指名諮問委員会委員
現在に至る
報酬諮問委員会委員
現在に至る
2023年6月 取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

なし



候補者番号

4

よこい みのる
横井 実

(1971年7月26日生)

再任

取締役在任年数
(本總會終結時)

4年

所有する
当社株式の数

4,865株

取締役会
出席回数12/12回
(100%)

取締役候補者とした理由

横井 実氏は、当社経営企画部門および管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人財として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1995年4月 当社入社
2017年4月 経営企画室長
2020年6月 執行役員
2021年6月 情報統括担当役員
現在に至る
2022年6月 取締役執行役員
2023年4月 業務改革推進室担当
現在に至る

2024年6月 取締役上席執行役員
現在に至る
2025年4月 経営企画室担当
現在に至る
2026年4月 管理サポートグループ担当
現在に至る

重要な兼職の状況

なし



候補者番号

5

やまざき

たかひろ

山崎 崇弘

(1977年1月27日生)

再任

取締役在任年数
(本總會終結時)

2年

所有する
当社株式の数

3,265株

取締役会
出席回数12/12回
(100%)**取締役候補者とした理由**

山崎崇弘氏は、当社財務経理部門における豊富な知識と経験に加え、会計や税務に関する高い専門性を有しており、財務戦略策定を通じて当社事業を牽引するとともに海外子会社の経営経験などから、当社の持続的な成長に必要な人財として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1999年4月	当社入社	2024年6月	取締役執行役員
2018年4月	経理管理室長	現在に至る	
2019年6月	執行役員	2026年4月	海外事業管掌兼管理サポートグループ経
2021年4月	管理サポートグループ法務・ガバナンス室 担当	管理室担当	
	現在に至る	現在に至る	

重要な兼職の状況

S&B Foods (Thailand) Co., Ltd. Director (President)



候補者番号

6

おおひさ

ようこ

大久 陽子

(1970年8月20日生)

新任

取締役在任年数
(本總會終結時)

—

所有する
当社株式の数

2,600株

取締役会
出席回数

—

取締役候補者とした理由

大久陽子氏は、当社商品開発部門およびマーケティング部門をはじめ、管理部門も含めた幅広い知識と経験を有し、当社の事業を牽引するための資質とスキルを備えていることから、当社の持続的な成長に必要な人財として、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1993年4月	当社入社	2021年4月	マーケティング企画室担当
2017年4月	コミュニケーション企画室長	2023年4月	開発生産グループ中央研究所長
2019年6月	執行役員		
	現在に至る		
	開発生産グループ商品部担当		

重要な兼職の状況

なし



候補者番号

7

たなか りさ
田中 里沙

(1966年11月14日生)

新任

社外

取締役在任年数
(本總會終結時)所有する
当社株式の数取締役会
出席回数**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

田中里沙氏は、マーケティング、新規事業創出および人材育成に関する豊富な経験や高い見識に加え、多数の公職や審議会等での委員の経験なども含めた豊富な知見を有していることから、独立した客観的な立場より、当社の経営全般に対する監督および適切な助言をいただくことを期待し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

2001年 2月	株式会社宣伝会議取締役編集長	2021年 4月	国立大学法人三重大学理事・副学長
2008年11月	株式会社宣伝会議取締役副社長兼編集室長		現在に至る
2012年 4月	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学教授	2021年 6月	井村屋グループ株式会社社外取締役
			現在に至る
2016年 4月	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長	2024年 6月	株式会社小糸製作所社外取締役
	現在に至る		現在に至る
2019年 1月	環境省中央環境審議会委員		ALSOK株式会社社外取締役
	現在に至る		現在に至る
2019年 2月	国土交通省社会資本整備審議会・交通政策審議会委員		株式会社秋田銀行社外取締役
	現在に至る	2025年 4月	現在に至る
			財務省財政制度等審議会委員
			現在に至る

重要な兼職の状況

学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長、井村屋グループ株式会社社外取締役、株式会社小糸製作所社外取締役、ALSOK株式会社社外取締役、株式会社秋田銀行社外取締役



候補者番号

8

やまな りさ
山名 群

(1971年 9月20日生)

新任

社外

取締役在任年数
(本總會終結時)所有する
当社株式の数取締役会
出席回数**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

山名 群氏は、グローバルな資本市場に関わる長年の経験を通じて、リスクマネジメントおよびガバナンスに関する高い見識を有していることから、独立した客観的な立場より、当社の経営全般に対する監督および適切な助言をいただくことを期待し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

2011年 1月	ゴールドマン・サックス証券株式会社 ヴァイスプレジデント	2020年 8月	ハリウッド株式会社取締役CFO
		2024年 6月	日本農業株式会社社外取締役
2014年 4月	野村ホールディングス株式会社 エグゼクティブディレクター		現在に至る
2019年11月	生産性ガーデン株式会社設立 代表取締役社長		
	現在に至る		

重要な兼職の状況

生産性ガーデン株式会社代表取締役社長、日本農業株式会社社外取締役

- (注) 1. 田中里沙氏および山名 群氏は、社外取締役候補者であります。なお、田中里沙氏および山名 群氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 当社は田中里沙氏および山名 群氏の選任が承認された場合、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 田中里沙氏は、戸籍上の氏名は齊藤里沙であります。職務上使用している氏名で表記しております。

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者 番号	氏名	会社における地位		取締役会への 出席状況	監査等委員会 への出席状況
1	にしむらまさとし 西邨正敏	取締役常勤監査等委員	再任	100% (12回/12回)	100% (8回/8回)
2	かつらやまやすのり 葛山康典	取締役監査等委員	再任 社外	100% (12回/12回)	100% (8回/8回)
3	まつか 松家	取締役監査等委員	再任 社外	100% (12回/12回)	100% (8回/8回)
4	おおたりつこ 太田律子	—	新任 社外	—	—



候補者番号

1

にしむら まさとし
西邨 正敏

(1964年9月6日生)

再任

取締役在任年数
(本総会終結時)

2年

所有する
当社株式の数

3,300株

取締役会
出席回数12/12回
(100%)監査等委員会
出席回数8/8回
(100%)**監査等委員である取締役候補者とした理由**

西邨正敏氏は、法務部門を中心とした、当社管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、適切な企業監査に必要な人財として、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1987年 4月	当社入社	2024年 6月	取締役常勤監査等委員 現在に至る
2017年 4月	人事総務室長兼法務ユニットユニットマネージャー		兼指名諮問委員会委員 現在に至る
2018年 6月	執行役員管理サポートグループ担当		兼報酬諮問委員会委員 現在に至る
2019年 6月	監査役（常勤）		

重要な兼職の状況

なし



候補者番号

2

かつらやま やすのり
葛山 康典

(1965年7月27日生)

再任

社外

取締役在任年数
(本総会終結時)

2年

所有する
当社株式の数

0株

取締役会
出席回数12/12回
(100%)監査等委員会
出席回数8/8回
(100%)**監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

葛山康典氏は、企業財務の専門家として高い見識を有していることから、当社に対する適切な経営監視をしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位および担当

1993年 4月	早稲田大学理工学部助手	2012年 6月	当社監査役
1996年 4月	早稲田大学社会科学部専任講師	2024年 6月	当社取締役監査等委員 現在に至る
1998年 4月	早稲田大学社会科学部助教授		兼指名諮問委員会委員 現在に至る
2003年 4月	早稲田大学社会科学部（現同大学社会科学総合学術院）教授 現在に至る		兼報酬諮問委員会委員 現在に至る
2010年 6月	当社補欠監査役		

重要な兼職の状況

早稲田大学社会科学総合学術院教授



候補者番号

3

まつか
松家げん
元

(1964年5月7日生)

再任

社外

取締役在任年数
(本總會終結時)

2年

所有する
当社株式の数

0株

取締役会
出席回数12/12回
(100%)監査等委員会
出席回数8/8回
(100%)**監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

松家 元氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有していることから、当社に対する適切な経営監視をしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位および担当

1992年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 松家法律事務所入所	2021年4月	指名諮問委員会委員 報酬諮問委員会委員
1998年4月	最高裁判所司法研修所所付（民事弁護教官室）	2021年5月	筑波大学法科大学院客員教授 現在に至る
2009年4月	最高裁判所司法研修所教官（民事弁護教官室）	2024年6月	当社取締役監査等委員 現在に至る
2012年4月	立教大学大学院法務研究科特任教授		兼指名諮問委員会委員長 現在に至る
2013年6月	当社監査役		兼報酬諮問委員会委員長 現在に至る
2018年4月	筑波大学法科大学院専任教授		
2019年10月	松家法律事務所所長 現在に至る		

重要な兼職の状況

弁護士



候補者番号

4

おおた
太田りつこ
律子

(1957年11月19日生)

新任

社外

取締役在任年数
(本總會終結時)

—

所有する
当社株式の数

—

取締役会
出席回数

—

監査等委員会
出席回数

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

太田律子氏は、税理士としての専門的な知識・経験等を有していることから、当社に対する適切な経営監視をしていただくため、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、地位および担当

1981年4月	東京国税局入局	2019年6月	ヨネックス株式会社社外監査役 現在に至る
2016年7月	税務大学校総合教育部長		株式会社ヤマタネ社外監査役
2017年7月	東京国税局調査第三部長	2023年6月	株式会社ヤマタネ社外取締役（監査等委員）
2018年8月	税理士登録 太田律子税理士事務所開業 現在に至る		

重要な兼職の状況

税理士、ヨネックス株式会社社外監査役

- (注) 1. 葛山康典氏、松家 元氏および太田律子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、葛山康典氏および松家 元氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、太田律子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 葛山康典氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって2年となり、監査役も含めた通算の在任期間は14年となります。松家 元氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって2年となり、監査役も含めた通算の在任期間は13年となります。
3. 当社は葛山康典氏および松家 元氏との間で、法令が規定する限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、太田律子氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

《ご参考：取締役および取締役監査等委員のスキル・マトリックス（2026年6月23日以降の予定）》

	氏名		当社が各取締役・取締役監査等委員に期待する分野							
			経営	財務・会計	法務・ リスク管理	人事・ 人財開発	開発・生産	マーケティング ・営業	グローバル ビジネス	IT・DX
取締役	大久陽子		●			●	●	●		
	山崎崇弘		●	●	●				●	
	田口裕司		●					●		
	小島和彦		●				●			
	加治正人		●		●	●				
	横井実		●	●	●					●
	田中里沙	(社外)	●			●		●		
	山名群	(社外)	●	●	●				●	
取締役監査等委員	西邨正敏		●	●	●	●				
	葛山康典	(社外)	●	●			●			●
	松家元	(社外)	●		●					
	太田律子	(社外)	●	●	●	●				

※上記は各取締役・取締役監査等委員の主要なスキルを表記しております。

《スキル・マトリックス各項目選定理由》

経営	企業理念「食卓に、自然としあわせを。」の実現に向けた戦略策定においては、さまざまな事業環境の変化に対応しうる豊富なマネジメント経験や他分野も含めた俯瞰的な視点等のスキルが必要である。
財務・会計	持続的な成長および企業価値向上を図るには、財務体質の強化や収益力を高めるための財務戦略策定が重要となり、その実行には財務・会計分野における知識・経験が必要である。
法務・リスク管理	事業環境の変化により生じるリスクを管理し、時代の変化に即したコーポレート・ガバナンス体制の強化を実行するには、法務・知財管理・コンプライアンス・リスク管理分野における知識・経験が必要である。
人事・人財開発	持続的な成長および企業価値向上を図るには、多様な人財がそれぞれの強みを発揮し、主体的に働くことが出来る環境作りやそのための成長支援等の人財開発が必要不可欠であり、ダイバーシティを含む人事・人財開発分野における知識・経験が必要である。
開発・生産	企業理念「食卓に、自然としあわせを。」のもと、持続可能な社会の実現に貢献するためには、スパイスとハーブに関する研究開発や付加価値の高い製品開発に加え、安全・安心な製品を安定供給するための生産・品質管理体制の構築が必要不可欠であり、研究開発・生産供給・品質管理における知識・経験が必要である。
マーケティング・営業	持続的な成長および企業価値向上を図るには、企業理念「食卓に、自然としあわせを。」のもと、ブランド価値の向上を図ることが重要であり、事業環境の変化や、お客様のニーズの変化を的確にとらえたマーケティング活動・営業戦略に関する知識・経験が必要である。
グローバルビジネス	持続的な成長および企業価値向上を図るため、中期経営計画の重点施策と位置付けている海外事業においては、その戦略策定が重要となることから、国際戦略分野における知識・経験が必要である。
I T ・ D X	事業環境の変化に対応し、持続的な成長および企業価値向上を図るには、データやデジタル技術（A I、I o Tなど）を活用した継続的な事業変革や働き方等の業務変革が重要となることから、I T ・ D X戦略分野における知識・経験が必要である。

第3号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）において定めるルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役に委任する件

当社は、2008年6月27日開催の当社第95期定時株主総会において関連議案をご承認いただいたことにより、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、直近では2023年6月29日開催の当社第110期定時株主総会において関連議案をご承認いただいたことにより、所要の変更を行ったうえで更新（以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プラン発効後の情勢変化等を勘案し、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上という観点から、現プランの在り方について継続的に検討してまいりました。

その結果、当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、2026年5月22日開催の当社取締役会において、現プランについて一部変更を行ったうえで更新（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

また、本プランの更新につきましては、上記取締役会に出席した監査等委員である取締役全員（社外取締役3名を含みます。）が、いずれも本プランの継続に賛成する旨を表明しております。

なお、主な変更点は以下のとおりです。

- ・本プランにおける対象となる大規模買付行為および特定株主グループの定義について変更いたしました。
- ・取締役会の独立性を補完し、取引の公正性を確保するために特別委員会を設置することといたしました。
- ・その他、日付・語句の修正、文言の整理等をおこないました。

つきましては、本プランに関し、下記Ⅱ．3．(2)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合において、対抗措置として発動する新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行う権限を当社取締役会に対して委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの更新は、下記Ⅲ．2．(2)②に記載のとおり、本議案が承認されることを条件として、その効力が発生するものであります。

記

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1923年（大正12年）の創業以来、国産初のカレー粉の製造・販売をスタートラインとして、カレーやコショウ、わさび、しょうが、七味唐辛子、フレッシュハーブなど、今では日本の食卓に欠かせない製品の開発と、その普及に努めてまいりました。その根底には、「お客様に喜んでいただくために、ただひたすら真っすぐに“本物のおいしさ”を追い求める」との姿勢を表現した創業理念「美味求真」の精神が脈々と流れております。

そして、企業理念

「食卓に、自然としあわせを。」

- 一) 常に研究を怠らず、創意工夫をこらして高い品質と新たな価値を創出します。
- 二) 常にお客様の視点で考え、心から満足していただける製品を追求します。
- 三) 常に自然に感謝し、食卓から幸せな生活と豊かな社会づくりに貢献します。

や、当社の目指す姿、将来像を表すビジョン

「『地の恵み スパイス&ハーブ』の可能性を追求し、

おいしく、健やかで、明るい未来をカタチにします。」

のもと、従業員一人ひとりが同じ方向に向かって活動していくことで、組織力を高め、いかなる環境においても持続的に成長し、お客様の健康としあわせに貢献し続ける企業になることを目指しております。

当社の企業価値の源泉は、こうした創業の理念や企業理念、ビジョンに裏付けられた「S & B」の企業ブランド力であり、以下のような当社の強みの総体であります。

- ① 永年に亘り培ってきた本物志向の研究開発力とお客様志向の製品開発力
- ② お取引先やお客様との信頼関係に基づく営業推進力ときめ細かな営業提案力
- ③ 食品メーカーとしての責務である安全・安心な製品をお届けする体制
- ④ 原資材調達から多品種少量生産に至るまでのさまざまな事業ノウハウ
- ⑤ 風通しの良い企業風土から生まれる自由闊達な人的活力

2. 基本方針の内容および本プランへの更新の必要性

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、その買付けに応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為のなかには、その目的等から判断して、企業価値または株主共同の利益を損なうおそれがあるものも少なくありません。

当社の企業価値または株主共同の利益は、創業の理念や企業理念、ビジョンに基づく企業活動とそれを可能ならしめる経営体制や企業文化・組織風土等が一体となって、すべてのステークホルダーのご理解やご協力といった基盤のうえで形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値または株主共同の利益が維持されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当社株式の継続保有を検討するうえで、かかる買付行為が当社に与える影響や大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会および特別委員会の大規模買付行為に対する意見等の情報は、株主の皆様にとって重要な判断材料になるものと考えております。また、大規模買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大規模買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

こうした考え方のもと、当社は、株主の皆様が当社株式の大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および当社の企業価値または株主共同の利益に反するような大規模買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値または株主共同の利益を守るために必要かつ相応な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考え、本プランへ更新することといたしました。

3. 企業価値向上のための取組み

世界的な気候変動、人口構造の変化、地政学リスクの高まりなど、企業を取り巻く社会環境は大きく変化しています。加えて、ライフスタイルや価値観の多様化が進むなかで、食品をはじめとする製品や企業活動に対しても、安全・安心の確保といった社会的責任への対応はもとより、栄養・健康を含む社会的な課題への対応など、幅広い観点からの取組みが求められております。

事業環境の不確実性が高まり、市場構造や社会的な要請が変化するなか、当社のビジョンの実現に向けては、100年以上にわたり培ってきた、当社グループの強みであるスパイスやハーブ、カレーに関する独自の知見と技術を、多様な形で発揮し続けていくことが重要であると考えております。

また、当社グループでは、事業活動を通じて取り組むべき重要な社会課題「マテリアリティ」を特定しております。第4次中期経営計画においては、これらのマテリアリティに基づき非財務目標を設定し、その達成に向けた取組みを推進することで、社会課題への対応を着実に進めるとともに、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

4. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、いかなる経営環境にあっても企業理念の実現に向けて永続的に発展できる企業を目指しており、そのため経営環境の変化に対応した、最も効率的な経営管理体制を常に模索しております。また、経営の効率化が図られ、かつ企業コンプライアンスに資するとともに当社事業活動に関わるすべてのステークホルダーから信頼が得られますようなコーポレート・ガバナンス体制の整備に努めております。そして、この基本的な考え方は、当社の企業価値または株主共同の利益の継続的な向上に貢献できるものであると考えております。

当社は、執行役員制度のもと、取締役と執行役員の役割を明確化しておりますが、2024年6月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任いたしました。これらにより、意思決定と業務執行のスピードアップを図り、経営環境の変化に迅速かつ確に対応いたしますとともに、取締役会の実効性を高めるための取組みを継続して進めております。また、今後持続的に企業価値の創出を実現していくため、業務執行体制のさらなる強化に向けて、2026年6月よりC x O体制の導入を予定しております。このような取組みを通じて、コーポレート・ガバナンスを一層充実させ、これまで以上にグローバルな企業価値向上を目指してまいります。

取締役会は、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営における基本戦略の策定や、法令で定められた重要事項を決定するとともに、執行役員の業務執行状況について報告体制を確立して、業務執行状況の監督に専念しております。また、経営執行会議は、取締

役会の事前審議機関として、経営に関わる重要事項を検討・審議し、取締役会に報告しております。執行役員は、担当業務の効率的な執行にあたり、毎月1回以上定期的に開催される執行役員会において、情報の共有化と業務執行の意思統一を図っております。

また、当社は、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としておりますとともに、取締役会の透明性をより高めるため独立性のある社外取締役と、客観性および中立性を確保するため独立性のある社外監査等委員を、それぞれ複数名選任しております。

II. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に遵守していただくべきルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）と、大規模買付行為が行われた場合に当社が講じる対抗措置の手続きおよび内容を定めています。

本プランに関する手続きの流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙1）のとおりであります。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールは、大規模買付者に、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供していただくとともに、一定の期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないでいただくというものです。

(1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付ルールは、下記①、②もしくは③に該当する当社株券等の買付けその他の取得またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者および大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した大規模買付行為は、大規模買付ルールの適用対象からは除外いたします。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。

①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

③上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じです。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同

保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）（注5）

（注1）特定株主グループとは、

- （i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）
- （ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）
- （iii）（i）または（ii）の関係者（(a)（i）もしくは（ii）の特定株主グループのいずれかの者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行および証券会社その他の金融機関を含む（i）もしくは（ii）の特定株主グループのいずれかの者と実質的利害を共通にしている者、(b) これらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザー、または（c）（i）もしくは（ii）の特定株主グループのいずれかの者が実質的に支配する、もしくはこれらの者と共同もしくは協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者をいいます。）
- （iv）上記（i）から本（iv）に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も計算上考慮されるものとしません。)

(ii) 特定株主グループが、(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計

を意味します。

なお、各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出にあたって、注1の(iii)および(iv)に該当する者の株券等保有割合または株券等所有割合の合計を加算するものとします。また、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(注4) 当該関係が樹立されたか否かの判断は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。組合その他のファンドに係る判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案します。

(注5) 当該行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告の内容を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の③の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当該特定株主グループおよび当該他の株主に対して必要な情報を求めることがあります。

(2) 特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、または大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断をなされることを防止し、その合理性・公正性を担保するため、特別委員会規程（概要は、別紙2をご参照ください。）に基づき特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者のなかから選任いたします。なお、本プランの特別委員会委員については本定時株主総会后に選任する予定です。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は当社の企業価値または株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置を発動するべきか否かについての勧告を行うものとします。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定することといたします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値または株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）等の助言を得ることができるものとします。

(3) 情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールを遵守する旨をいずれも日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会へ日本語で記載した書面にて提出していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規

模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大規模買付者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤ 当社グループのお客様、お取引先、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）および関連性が有る場合にはその関連性に関する詳細、ならびにこれらに対する対処方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付者から提出された情報を精査し、特別委員会の意見を踏まえ、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。なお、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がなされた場合には、当社取締役会が求める本必要情報がすべて揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、下記（４）の手続きを開始する場合があります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示することとします。また、本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様の判断のために必要であると認められる内容は、適切な時期において開示することとします。

(4) 当社取締役会による内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、本必要情報の提供が十分になされたら当社取締役会が認めた後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定するとともに、その旨の情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を実施することや、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。大規模買付者には、取締役会評価期間が経過するまでは、大規模買付行為を開始しないこととしていただきます。

(5) 株主意思の確認手続き

当社取締役会は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくときは、以下に定める要領に従って、新株予約権の無償割当てを行うことまたはこれを当社取締役会に委任することを議案とする株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催するものとします。

本株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な限り最も早い日に開催するものとします。

当社取締役会が、本株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者には本株主総会、または、本株主総会において新株予約権の無償割当てを行うことを取締役会に委任した場合には当該取締役会が終了するまでは、大規模買付行為を開始しないこととしていただきます。

- ① 当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した後速やかに本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- ② 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載された株主とします。
- ③ 本株主総会の決議は、法令および当社定款第17条第1項に基づき、出席した株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

なお、当社取締役会は、本株主総会開催の決定、および本株主総会の決議内容について速や

かに開示することとします。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会が、大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではないと判断した場合、当社取締役会は、上記2. (5)の手続きを行わないこととします。

一方、当社取締役会が、大規模買付行為が、例えば、以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものであると判断し、かつ、対抗措置の発動が必要であると判断した場合、当社取締役会は、上記2. (5)の手続きに従って、本株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくものとします。

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買い取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業活動に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される行為
- ③ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社グループの犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ④ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ⑤ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ⑥ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為
- ⑦ 大規模買付者の提案する大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性、大規模買付行為完了後の経営方針または事業計画、大規模買付行為完了後における当社グループの少数株主、お客様、お取引先、従業員等のステークホルダーに対する方針、その他の条件の具体的内容等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適当な買付けであると判断される場合
- ⑧ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、お取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値または株主

共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付行為

- ⑨ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関連を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益を確保することを目的として、当社取締役会の決議により対抗措置を発動する場合があります。

当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置を発動するか否かを判断するにあたって、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、決定することとします。また、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から、上記2. (5)の手続きに従って、本株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益を守るための対抗措置として、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当てを行うものとします。

なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様にご割当てられる新株予約権の概要は、(別紙3)に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項、および取得条件等を設けることがあります。

4. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、2029年6月30日までに開催される第116期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、会社法、金融商品取引法その他の法令または金融商品取引所規則の変更等により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令および金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランへの更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランへの更新時においては、新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

(2) 対抗措置の発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、本プランに基づき、対抗措置を発動することがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、新株予約権の発行時においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希薄化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利および経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

なお、いったん本株主総会または当社取締役会で新株予約権の無償割当てが決定された場合であっても、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、当社取締役会による対抗措置発動の必要性判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものでなくなった場合、または新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、新株予約権の無償割当てを中止し、また、新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、新株予約権を無償にて取得する場合があります。

これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希薄化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売買等を行った株主・投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、本株主総会または当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償で割り当てられ、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

また、当社が無償割当てした新株予約権を取得する場合、当社は、法定の手続きに従って、本株主総会または当社取締役会が定める一定の日の到来をもって、無償割当てした新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに対象株式数の当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付します。

なお、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置の発動に関する本株主総会または当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅲ. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅰの取組み）について

上記Ⅰに記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値または株主共同の利益を持続的に向上させるために策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に従い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅱの取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断する、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値または株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

① 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則ならびに経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2021年6月11日に改定を行った「コーポレート・ガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」を勧案した内容となっております。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されることを条件に効力が発生することとしています。

また、本プランでは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合で、当社取締役会が、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものであると判断し、かつ、対抗措置の発動が必要であると判断した場合は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主総会を開催するものとしています。

③ 独立性を有する特別委員会の判断の重視と情報開示

本プランの運用にあたっては、当社取締役会の恣意的な判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者のみで構成する特別委員会を設置します。特別委員会は、大規模買付行為の評価や対抗措置の必要性について、中立的な立場から当社取締役会に勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重いたします。

また、特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

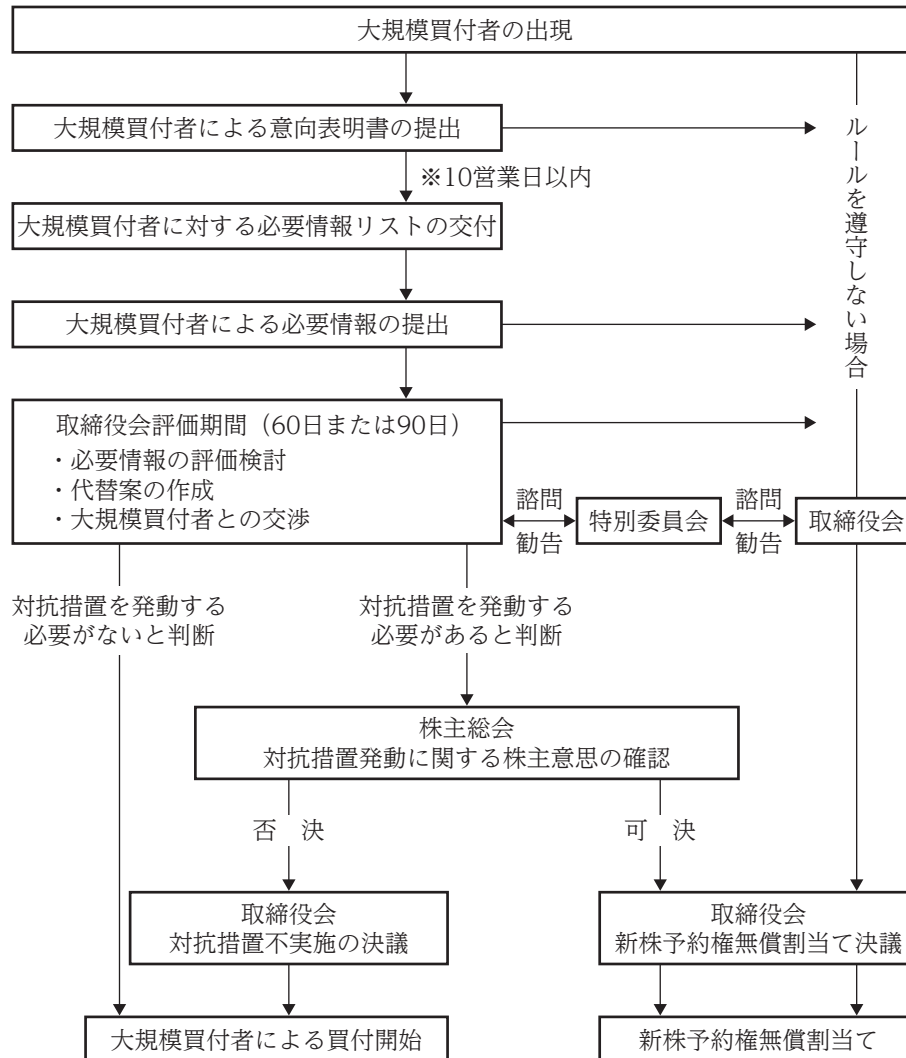
④ デッドハンド型・スローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社取締役会により、いつでも廃止することができることから、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年であることから、スローハンド型の買収への対応方針（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収への対応方針）でもありません。

以上

(別紙1) 本プランの概要図



※本概要図は、本プランの概要を表示したものです。具体的な内容につきましては本文をご参照ください。

以上

(別紙2) 特別委員会規程の概要

- ・特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者のなかから、取締役会が選任する。
- ・特別委員会の決議は、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・特別委員会の委員の任期は、委員に選任された時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ・特別委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、当社の企業価値または株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置を発動するべきか否かについての勧告を行うものとする。
- ・特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）等の助言を得ることができるものとする。

以 上

(別紙3) 新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する株主総会決議または取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の所有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社株式（ただし、同時点において当社の所有する当社株式の数を控除します。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割当てます。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、金1円以上で新株予約権無償割当て決議において定める額とします。

6. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（以下「非適格者」といいます。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間（以下「行使期間」といいます。）は新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1カ月間から3カ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

9. 当社における新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社株主総会または当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」といいます。）の到来をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当社株主総会または当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとしします。
- (2) 当社は、行使期間開始日または取得日のいずれか早い日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社株主総会または当社取締役会が認める場合には、当社株主総会または当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができるものとしします。

10. その他必要な事項

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしします。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

(ご参考) 事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高

129,022百万円

前期比 4.5%増 

営業利益

10,318百万円

前期比 9.3%増 

経常利益

10,726百万円

前期比 11.1%増 

親会社株主に帰属する 当期純利益

8,409百万円

前期比 11.2%増 

▼ 目標とする経営指標について

社会環境や経営環境がめまぐるしく変化し先の見えない状況のなかで、持続的な成長と企業価値の向上のため、事業領域の拡張や事業の再構築により収益力を高めるとともに、経営の効率化と財務体質の強化を進めてまいります。経営指標といたしましては、売上高営業利益率、自己資本比率およびROEの向上を重視してまいります。

▼ 配当について

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、今後の事業展開に向けた投資のための内部留保の充実を図りつつ、経営体質の一層の強化と堅実な経営基盤の確保に努めますとともに、純資産配当率や配当性向などの各種指標を勘案し、業績に裏付けられた成果を、安定的な配当として維持、継続いたしますことを基本方針としております。


売上高営業利益率

8.0%

前期比
0.4%増 


自己資本比率

60.2%

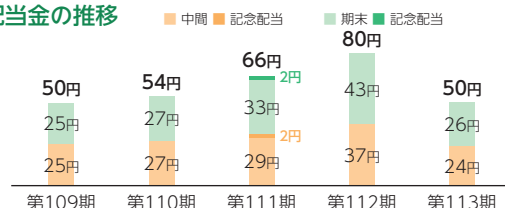
前期比
1.7%増 

ROE

9.6%

前期比
0.3%減 

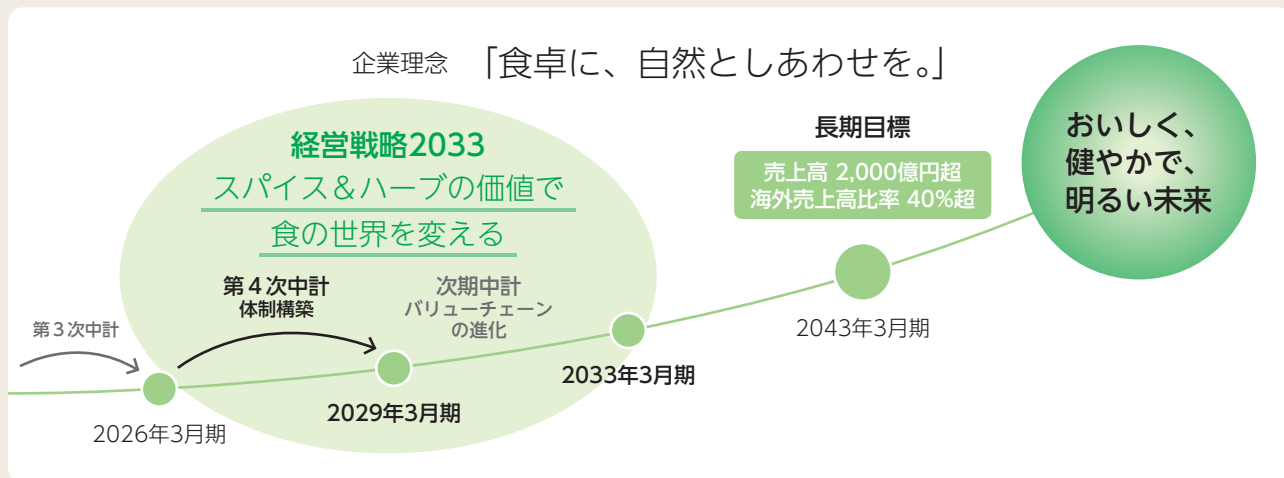
配当金の推移



※2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。

経営戦略2033

経営戦略2033と将来のありたい姿



経営戦略2033 全体像

テーマ

スパイス&ハーブの価値で食の世界を変える

基本方針

国内の基盤と成長をベースに、成長事業である海外
ならびに新領域へ経営資源を配分し、持続的な成長を実現する

事業・領域

海外事業（最重要・成長エンジン）

日本の食文化と「本物のおいしさ」を起点に、市場を育成

新領域（価値創造）

研究開発・技術の深化により、新たな価値を創造

国内事業（収益基盤）

スパイスとハーブを起点に、確実に成長

基盤

組織・人材

戦略実行に向けた人材体制の強化と最適配置、人材育成

財務

環境変化・事業成長に応じた投資とガバナンスの強化

第4次中期経営計画 (2027年3月期～2029年3月期)

テーマ・重点戦略・重点施策

第4次中期経営計画のテーマ		「価値を創造し続けるための体制構築」
	重点戦略	重点施策
強みを伸ばす	競争力の強化 新領域の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の核であるスパイス・ハーブ・カレーに関する施策の強化 ●健康・機能性分野や香辛料の新たな価値を提供する取組みの推進
成長を支える	重要な課題への投資 お客様・市場との関係深化	<ul style="list-style-type: none"> ●海外事業拠点の拡充、人的資本への投資の遂行 ●ステークホルダーとのコミュニケーション強化による関係の深化
効率を高める	製品数・棚卸資産の適正化 活動の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ●製販連携の強化による製品数・棚卸資産の適正化 ●生産体制の見直し・情報技術の活用による活動の効率化
基盤を固める	調達・物流体制の見直し 生産体制の強化 品質管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ●香辛料調達の深化・社会課題への対応に向けた物流体制の整備 ●中長期視点での生産性向上・労働力不足への対応 ●品質管理の強化等、食の安全・安心に向けた取組みの推進

財務目標・株主還元

財務目標

	2026年3月期 実績	2029年3月期 目標
売上高	1,290億円	1,420億円
営業利益	103億円	120億円
営業利益率	8.0%	8.5%
海外売上高比率	10.6%	14.8%
ROE	9.6%	8.0%超*

株主還元

中長期的には総還元性向35%を目指す
2029年3月期に配当性向20%以上

※ROEの目標値

中長期的な成長に向けた今後の設備投資等を見据え、財務の健全性を確保するための一定の内部留保を考慮した上で、8.0%を最低水準として設定

非財務目標

マテリアリティ	2029年3月期 目標
地球温暖化・気候変動への対応	●家庭用レトルト製品のレンジ対応化率：95%
廃棄物の削減	●容器包装の設計見直しや詰替用製品の開発 ●製造工程での廃棄物発生抑制の取組みの推進
食品廃棄物の削減	●食品廃棄物の廃棄量削減率：40%減(2020年度比)
水資源の保全と有効活用	●生産工場における水の効率利用・再利用、排水管理の徹底 ●原料産地の水リスク把握に向けた取組みの推進
生物多様性の保全	●持続可能な調達に関するコミットメント 2030年度目標達成に向けた取組みの推進 ●原料産地における環境・生態系リスク評価に向けた取組みの推進
食の安全・安心	●重大品質事故*1 件数：0件
持続可能な調達 (人権・環境・コンプライアンス)	●持続可能な調達に関するコミットメント 2030年度目標達成に向けた取組みの推進 (主要香辛料、パーム油、紙)
人的資本経営の推進	●新卒採用における男女比：それぞれ40%以上(3カ年合計) ●男性従業員の育児休業取得率：80%以上 ●従業員エンゲージメントの向上 重点項目指標*2 スコア 70以上
栄養・健康問題への対応	●レシピサイト掲載の適塩レシピ数：120レシピ ●カレー製品の塩分削減率：1.5%減(2020年度比)
物流問題への対応	●外部環境・制約に対応した物流の運び方・ネットワーク最適化の推進 ●物流効率を考慮した製品仕様の改善

※1 重大品質事故：法令違反による回収または品質・安全上の重大な懸念により自主回収を行った事案

※2 重点項目指標：①理念・ビジョンへの共感 ②働きがいの実感 ③個人の成長の実感 ④組織風土の向上

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について

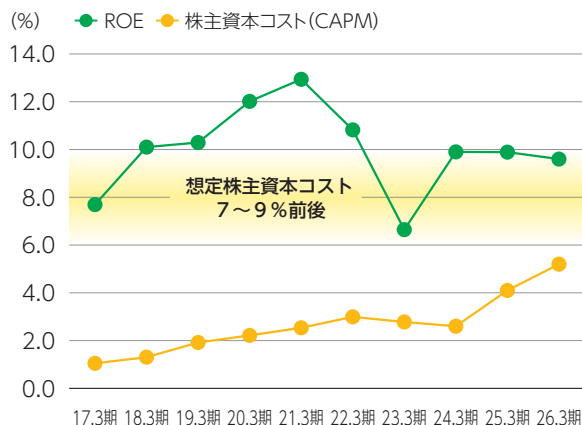
当社は2026年5月に公表いたしました、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」に関し、現状の評価・分析を改めて行うとともに、具体的な取組内容についてアップデートいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

③ 資本収益性並びに株価に対する現状分析

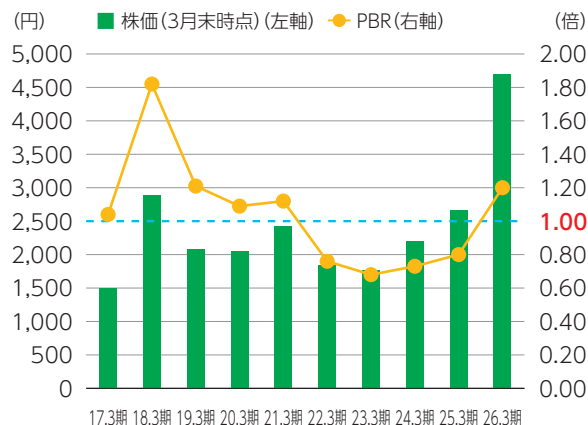
現状分析

- ・ ROEはCAPMベースによる株主資本コストを上回って推移し、**一定の水準を維持**。一方、投資家等との対話から**想定株主資本コストは“7～9%前後”**であると認識し、**継続的な資本収益性の向上を図る**。
- ・ 株価は直近3年で上昇に転じ、堅調な業績、各種施策に対する一定の評価が反映されたものと考えられ、**PBRは26年3月期末で1.0倍超に改善した**。今後もPBRの維持・向上に向け、**持続的な成長戦略や株主還元強化などの取組みを着実に実施するとともに、IR・SRの継続的な強化を図る**。

ROEと資本コストの推移



株価とPBRの推移

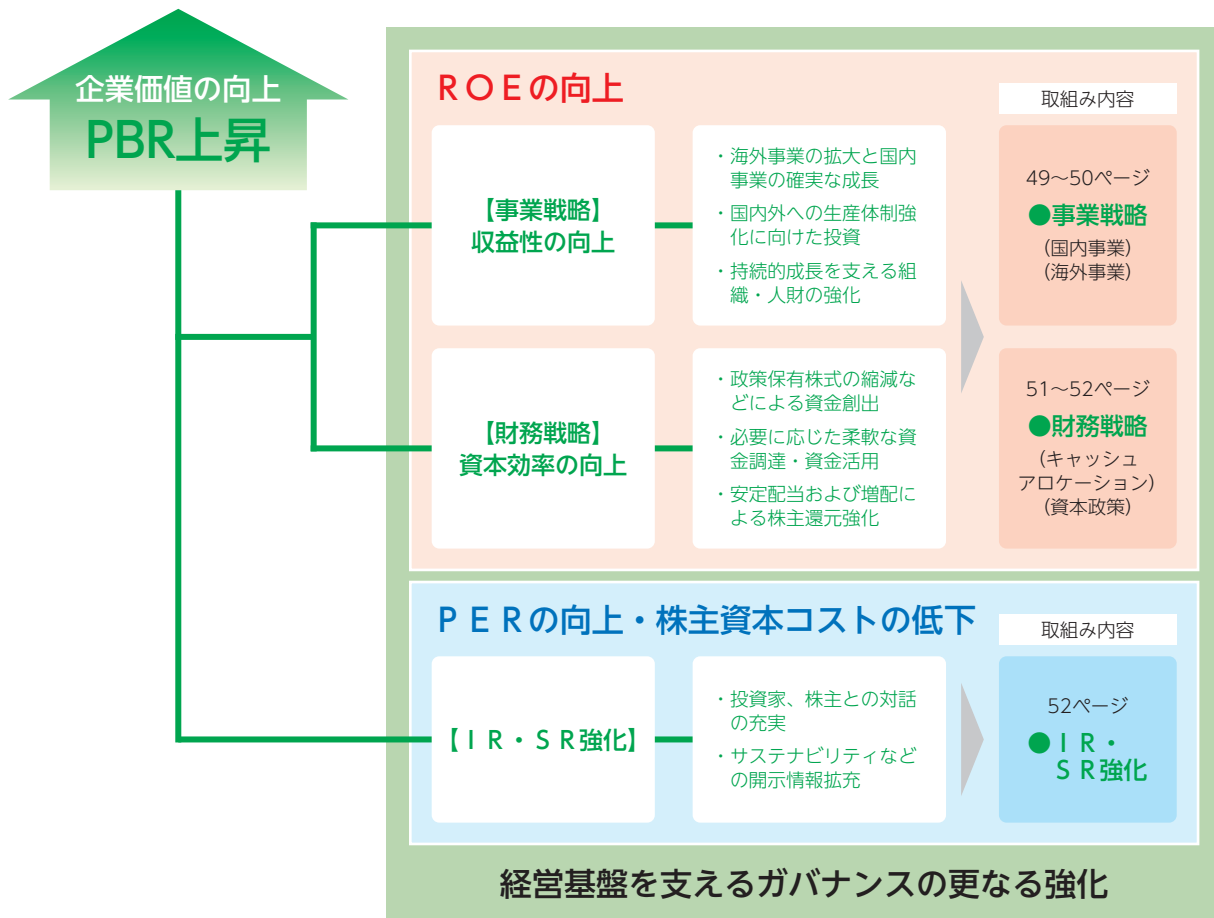


※2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。
株価(3月末時点)は、分割実施前の終値を分割後の値に調整したものを記載しております。
※PBRは、23.3期以前の期間を期末時点の数値に修正しております。

➤ PBR向上に向けた取組み（PBRロジックツリー）

資本コスト・株価を意識した企業価値向上の最大化への取組みにより、

ROEおよびPBRの継続的な向上を目指す。



資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組み

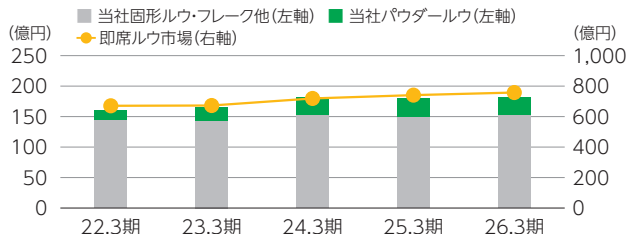
事業戦略（国内事業）

⇒ 即席ルウ市場におけるパウダールウ*の売上・シェア拡大。

※パウダールウとは

当社独自の特許技術【パウダールウ製法】を用いた、「時短」「簡便」「少人数前調理」が可能な、調理シーンにおける消費者の課題解決に繋がる高付加価値製品。

国内即席ルウ市場と当社市場規模の推移



※インテージSRI+即席ルウ市場=ルウカレー・シチュー・ハヤシ市場
期間：2021年4月～2026年3月

パウダールウ製品ラインアップ拡充

パウダールウ製品ラインアップ **13**製品※ ※2026年3月末時点



※ゴールデンカレー発売60周年記念製品

「極める黄金の香り ゴールデンカレーパウダールウ」を26年2月に発売。

パウダールウ専用ラインの新設

パウダールウ製品の更なる拡大に向けて、
上田工場新棟にパウダールウ専用ラインを新設予定。
ロボットによる省人化など生産体制の抜本的強化を図る。

新棟竣工：2028年（予定） 投資金額：約80～90億円

事業戦略（海外事業）

欧州

- 市場規制への対応の強化
- 主要国市場での製品展開加速

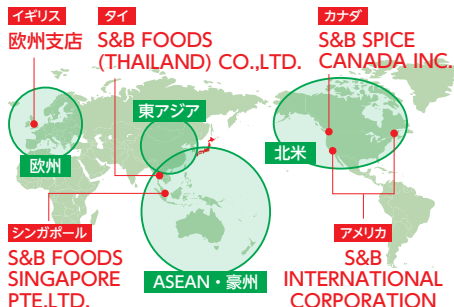
浸透性を高める販売体制の構築
新規販売エリアの積極的な開拓

ASEAN・豪州

- ハラル認証対応製品での市場開拓
- 主要チャネルへの販売体制構築

各国販売網の見直しと再構築
タイ工場稼働と供給体制構築

重点エリア戦略



最重点エリア

北米

- 大規模市場における優位性の確立
- 市場ポジションのさらなる向上

未配荷チャネルの攻略
レトルト製品の品揃え強化

東アジア

- 市場競争力の強化
- 未配荷チャネル・エリアの開拓

各国販売網の見直しと再構築
製品の付加価値の徹底訴求

持続的な事業拡大に向けた投資の実行
S&Bブランドをグローバルで浸透させ、各国における競争力を強化

事業戦略（海外事業）

うまみトッピングの全世界展開

アメリカで急成長を続けている「うまみトッピング」の成功事例を全世界に展開する。

2027年3月期の取組み

- ・欧州に向けて出荷開始
- ・新フレーバー「柚子」発売



タイ工場設置による海外サプライチェーン強化

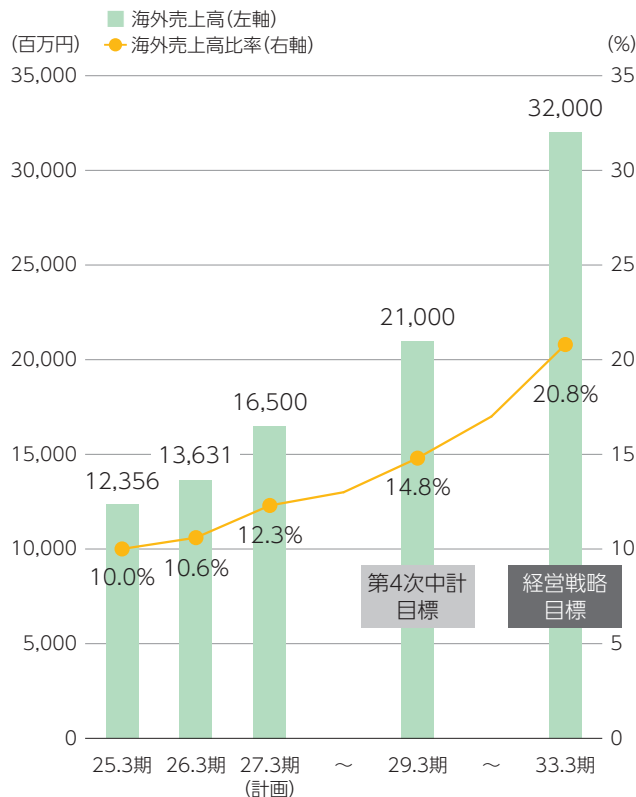
引き続き経済成長が見込める東南アジア・オセアニア地域に向けて、ハラール認証に対応した即席カレー製品等を生産する。

- 建物竣工**：2026年11月（予定）
- 稼働開始**：2027年度後半（予定）
- 投資金額**：約35～40億円

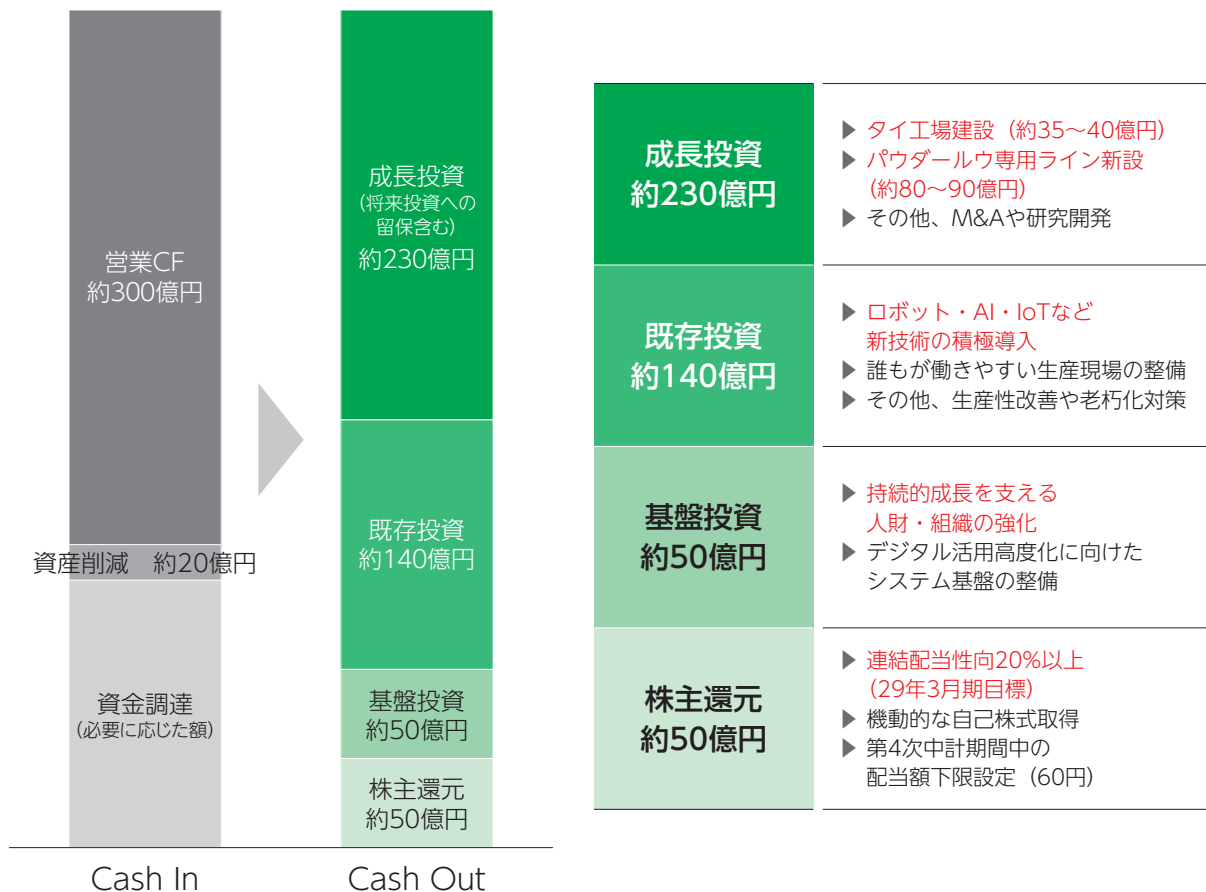


海外事業の推移計画（～経営戦略2033）

※為替影響含む



財務戦略（キャッシュフローロケーション 2027～2029年3月期）



今後の成長に向けた積極的な設備投資（将来への留保を含む）や成長の基盤となる人的資本投資等を実施し、得られた原資から株主還元を強化する

財務戦略（資本政策）

▶ 中長期的に総還元性向35%を目標とした安定配当と増配による株主還元強化

- 株式分割実施（2025年4月）
- 株主優待制度の見直し（2026年5月～）
- 連結配当性向20%以上目標（29年3月期）
- 機動的な自己株式取得

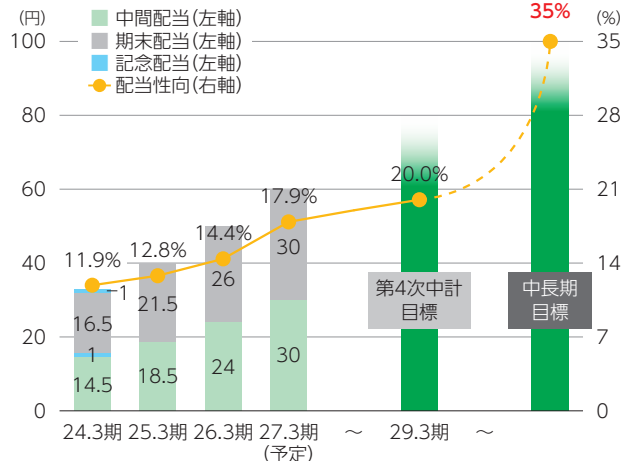
▶ 政策保有株式等の縮減などによる資本効率向上

- 純資産比率20%未満を基準に、縮減を継続
26年3月期にて4銘柄を売却
- 政策保有株式等の売却による約20億円の資金創出（第4次中計期間内）

▶ 持続的成長を支える人的資本への投資、成長分野への投資

- 継続的なベースアップ実施（26年3月期）

配当金・配当性向計画



※2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行います。24.3期から25.3期については、当該株式分割を考慮した金額を記載しています。

IR・SR強化

▶ 情報開示の拡充

（成長戦略、事業戦略、財務戦略の明示）

- 半期ごとの決算説明会の実施（2025年5月、11月）
- 海外事業のセグメント化による開示拡充（2025年より）

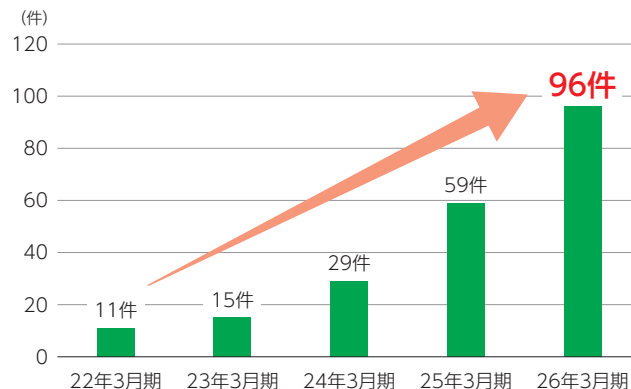
▶ ステークホルダー（株主、投資家等）との対話の充実など、IR・SR活動の継続的な強化

- 1on1ミーティングの実施
面談に基づく想定株主資本コストへの反映
- 第2回株主さま向けイベントの実施（2025年9月）
- 譲渡制限付株式報酬制度の導入による、株主さまとの価値共有の促進（2025年6月）

▶ ガバナンスの更なる強化

- 執行体制の強化を目的としたC x O制度の導入（2026年6月～）

IR面談件数推移



事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進むなど、緩やかな回復基調で推移したものの、不安定な国際情勢に加え、米国の通商政策の動向や金融資本市場の変動の影響などから、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。



食品業界におきましては、原材料価格の上昇やエネルギー価格および為替の変動などによる、さらなる物価上昇懸念等の先行きへの不安から、お客様の節約志向が継続するなど、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況のなかで、当社および連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）は、企業理念・ビジョンのもと、2023年4月より開始いたしました第3次中期経営計画に基づき、「地の恵み スパイス&ハーブ」を核とした事業活動を推進するとともに、持続可能な企業と社会の実現を目指し、社会課題の解決に向けた活動にも全社一体となって取り組んでまいりました。

当連結会計年度では、国内事業においては中期経営計画に掲げるパウダールウ製品をはじめとする高付加価値製品の販売強化などに努めるとともに、海外事業においては市場特性に応じた製品開発やマーケティング活動の強化などに努めてまいりました。社会課題の解決に向けた取組みといたしましては、環境負荷の低減を目的に、容器包装の見直しや、レトルト製品のレンジ対応化によるCO₂排出量削減を推進してまいりました。また、資源の有効活用や新たな価値創出の観点から、アップサイクル製品の開発・販売にも継続的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、国内事業および海外事業ともに、スパイス&ハーブグループや香辛調味料グループが順調に推移いたしましたことから、前期比55億1百万円増の1,290億22百万円（前期比4.5%増）となりました。

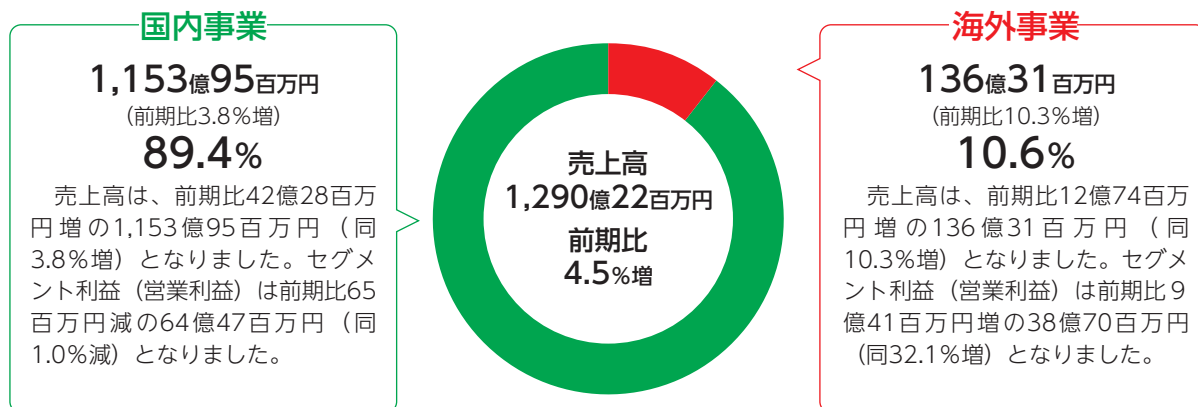
利益面につきましては、原材料価格等の上昇に加え、広告宣伝費や人件費の増加などがあったものの、国内事業および海外事業ともに売上高が増加いたしましたことから、営業利益は前期比8億75百万円増の103億18百万円（同9.3%増）、経常利益は前期比10億75百万円増の107億26百万円（同11.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比8億44百万円増の84億9百万円（同11.2%増）となりました。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
1,290億22百万円	4.5%増 	107億26百万円	11.1%増 
営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比
103億18百万円	9.3%増 	84億9百万円	11.2%増 

セグメント別の状況（セグメント間内部取引消去前）は、以下のとおりであります。なお、当社グループの報告セグメントは「食料品事業」のみで報告しておりましたが、従来「食料品事業」に含まれていた「海外事業」について、経営の意思決定上の重要性が増したため、当連結会計年度より報告セグメントを「国内事業」および「海外事業」の区分に変更しており、前期比較につきましては、変更後の区分により作成しております。

セグメント別の状況

セグメント別の売上高および売上構成比は以下のとおりであります。



※各セグメント別の売上高はセグメント間内部取引消去前のため、その合計は売上高と一致いたしません。

製品区分別の状況

製品区分別の売上高および売上構成比は以下のとおりであります。また、当連結会計年度より、製品区分の内訳を見直したことにより、前連結会計年度の製品区分別売上高を組み替えて比較しております。

スパイス&ハーブ

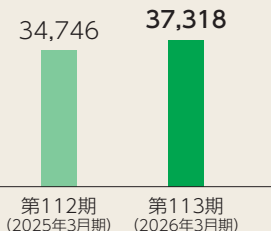
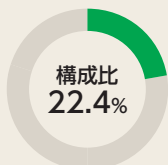
「SPICE & HERB」シリーズをはじめとする洋風スパイスやシーズニングスパイスが伸びいたしました。また、業務用香辛料も伸びいたしました。

以上の結果、売上高は前期比25億71百万円増の373億18百万円となりました。

売上高

373億18百万円

(単位:百万円)



即席

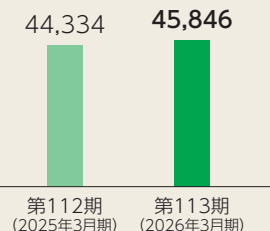
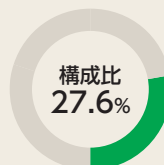
「赤缶カレーパウダールウ」が順調に推移いたしました。また、主力ブランドの「ゴールデンカレー」も堅調に推移いたしますとともに、昨年8月発売の「濃いカレー」も寄与いたしました。

以上の結果、売上高は前期比15億11百万円増の458億46百万円となりました。

売上高

458億46百万円

(単位:百万円)



香辛調味料

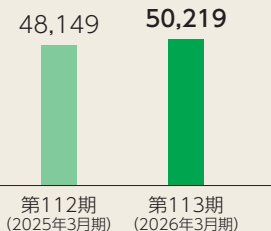
「李錦記」ブランド製品および海外における「うまみトッピング」をはじめとしたラー油関連製品が伸びいたしました。また、お徳用タイプ等のチューブ製品も順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は前期比20億70百万円増の502億19百万円となりました。

売上高

502億19百万円

(単位:百万円)



インスタント食品その他

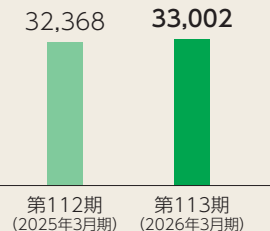
パスタソースが減少したものの、家庭用製品を中心にレトルトカレーが順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は前期比6億34百万円増の330億2百万円となりました。

売上高

330億2百万円

(単位:百万円)



※各製品区分別の売上高は出荷価格ベースのため、その合計は売上高と一致いたしません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、上田・東松山・宮城の当社3工場および子会社における製品の安全・安心対策や、生産性向上ならびに供給体制の強化を目的とする生産設備等の増強や更新、改良などにより、総額34億73百万円の投資を行いました。

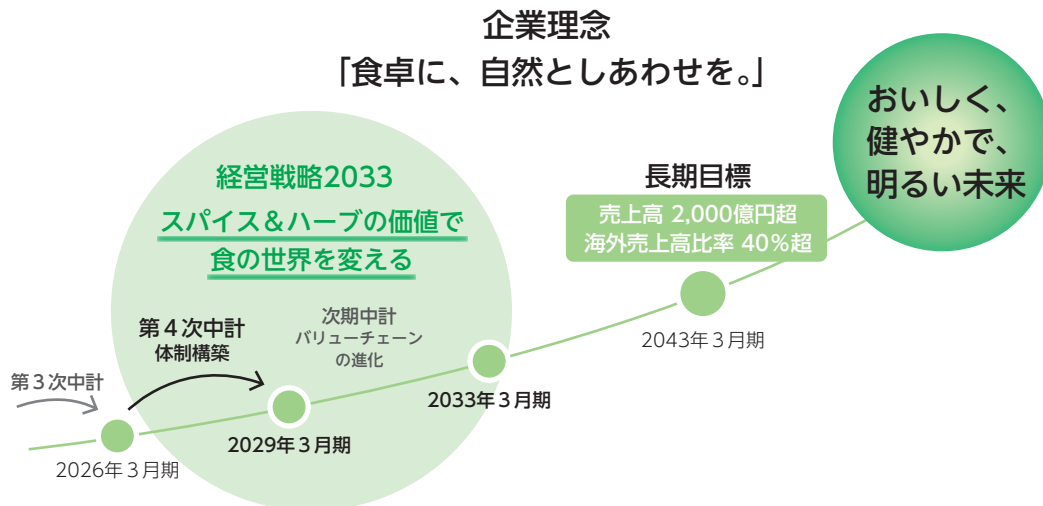
なお、当社におきましては、上田工場の製品倉庫の増強、更新を中心に25億44百万円の投資を行いました。

(3) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、中東地域をはじめとする不安定な国際情勢に加え、米国の通商政策の動向や金融資本市場の変動の影響などにより、原材料・エネルギー価格は一段と高い水準で推移するものと見込んでおります。

食品業界におきましては、さらなる原材料価格等の高騰や物価上昇懸念によるお客様の節約志向が高まるなか、引き続き消費行動や市場構造の変化への対応が求められるものと想定されます。

当社グループといたしましては、こうした経営環境を踏まえ、経営戦略2033および第4次中期経営計画に基づき、環境変化やお客様のニーズの変化・多様化に、柔軟かつスピーディに対応してまいります。



第4次中期経営計画のテーマ

「価値を創造し続けるための体制構築」

	重点戦略	重点施策
強みを伸ばす	競争力の強化 新領域の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の核であるスパイス・ハーブ・カレーに関する施策の強化 ●健康・機能性分野や香辛料の新たな価値を提供する取組みの推進
成長を支える	重要な課題への投資 お客様・市場との関係深化	<ul style="list-style-type: none"> ●海外事業拠点の拡充、人的資本への投資の遂行 ●ステークホルダーとのコミュニケーション強化による関係の深化
効率を高める	製品数・棚卸資産の適正化 活動の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ●製販連携の強化による製品数・棚卸資産の適正化 ●生産体制の見直し・情報技術の活用による活動の効率化
基盤を固める	調達・物流体制の見直し 生産体制の強化 品質管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ●香辛料調達の深化・社会課題への対応に向けた物流体制の整備 ●中長期視点での生産性向上・労働力不足への対応 ●品質管理の強化等、食の安全・安心に向けた取組みの推進

持続的な成長と企業価値の向上を目指し、事業領域の拡張や事業の再構築を通じた収益力の向上に加え、経営の効率化および財務体質の強化を進めております。経営指標といたしましては、収益性の観点から売上高営業利益率およびROEを重視し、また、海外事業の拡大を測る指標として海外売上高比率に対し目標値を設定しております。

なおROEにつきましては、中長期的な成長に向けた今後の設備投資等を見据え、財務の健全性を確保するために一定の内部留保を考慮した上で、8.0%を最低水準として設定しております。これらの指標を通じて、資本効率を意識した経営を進めてまいります。

	2029年3月期 中期経営計画 目標値
売上高	1,420億円
営業利益	120億円
売上高営業利益率	8.5%
海外売上高比率	14.8%
ROE	8.0%超

世界的な気候変動、人口構造の変化、地政学リスクの高まりなど、企業を取り巻く社会環境は大きく変化しています。加えて、ライフスタイルや価値観の多様化が進むなかで、食品をはじめとする製品や企業活動に対しても、安全・安心の確保といった社会的責任への対応はもとより、栄養・健康を含む社会的な課題への対応など、幅広い観点からの取組みが求められております。

当社グループでは、このような社会環境の変化を背景として、事業活動を通じて取り組むべき

重要な社会課題「マテリアリティ」を特定しております。第4次中期経営計画においては、これらのマテリアリティに基づき非財務目標を設定し、その達成に向けた取組みを推進することで、社会課題への対応を着実に進めるとともに、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

マテリアリティ	2029年3月期 目標
地球温暖化・気候変動への対応	●家庭用レトルト製品のレンジ対応化率：95%
廃棄物の削減	●容器包装の設計見直しや詰替用製品の開発 ●製造工程での廃棄物発生抑制の取組みの推進
食品廃棄物の削減	●食品廃棄物の廃棄量削減率：40%減（2020年度比）
水資源の保全と有効活用	●生産工場における水の効率利用・再利用、排水管理の徹底 ●原料産地の水リスク把握に向けた取組みの推進
生物多様性の保全	●持続可能な調達に関するコミットメント 2030年度目標達成に向けた取組みの推進 ●原料産地における環境・生態系リスク評価に向けた取組みの推進
食の安全・安心	●重大品質事故*1 件数：0件
持続可能な調達 (人権・環境・コンプライアンス)	●持続可能な調達に関するコミットメント 2030年度目標達成に向けた取組みの推進 (主要香辛料、パーム油、紙)
人的資本経営の推進	●新卒採用における男女比：それぞれ40%以上（3カ年合計） ●男性従業員の育児休業取得率：80%以上 ●従業員エンゲージメントの向上 重点項目指標*2 スコア 70以上
栄養・健康問題への対応	●レシピサイト掲載の適塩レシピ数：120レシピ ●カレー製品の塩分削減率：1.5%減（2020年度比）
物流問題への対応	●外部環境・制約に対応した物流の運び方・ネットワーク最適化の推進 ●物流効率を考慮した製品仕様の改善

※1 重大品質事故：法令違反による回収または品質・安全上の重大な懸念により自主回収を行った事案

※2 重点項目指標：①理念・ビジョンへの共感 ②働きがいの実感 ③個人の成長の実感 ④組織風土の向上

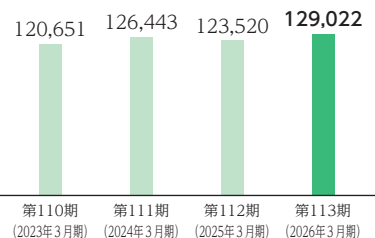
コーポレート・ガバナンスにつきまして、当社では執行役員制度のもと、取締役と執行役員の役割を明確化しておりますが、2024年6月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役へ委任いたしました。これらにより、意思決定と業務執行のスピードアップを図り、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応いたしますとともに、取締役会の実効性を高めるための取組みを継続して進めております。また、今後持続的に企業価値の創出を実現していくため、業務執行体制のさらなる強化に向けて、2026年6月よりC x O体制の導入を予定しております。このような取組みを通じて、コーポレート・ガバナンスを一層充実させ、これまで以上にグローバルな企業価値向上を目指してまいります。

また、当社グループ全体の内部統制の充実を図るとともに、企業活動を取り巻くさまざまなリスクに対しては「リスクマネジメント委員会」を中心として、継続的に管理体制を強化してまいります。

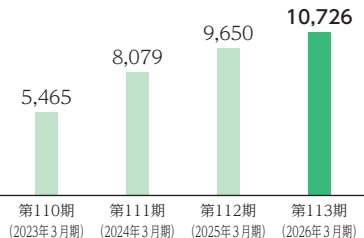
株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

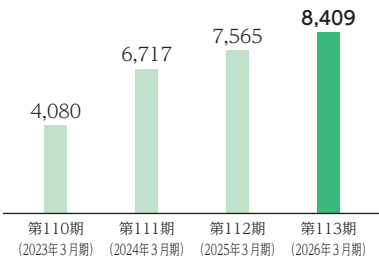
売上高 (単位：百万円)



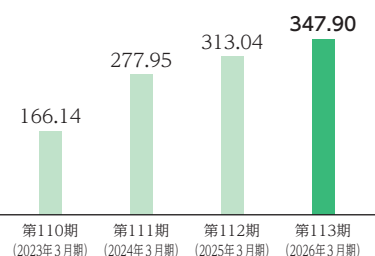
経常利益 (単位：百万円)



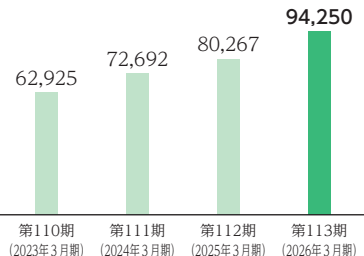
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



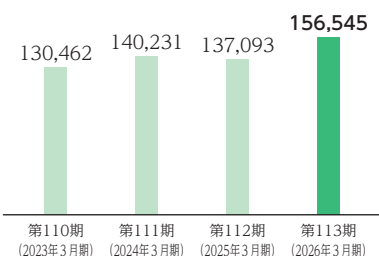
1株当たり当期純利益 (単位：円)



純資産 (単位：百万円)



総資産 (単位：百万円)



区 分	第110期 (2022.4~2023.3)	第111期 (2023.4~2024.3)	第112期 (2024.4~2025.3)	第113期 (2025.4~2026.3)
売上高	百万円 120,651	百万円 126,443	百万円 123,520	百万円 129,022
経常利益	百万円 5,465	百万円 8,079	百万円 9,650	百万円 10,726
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 4,080	百万円 6,717	百万円 7,565	百万円 8,409
1株当たり当期純利益	円 166.14	円 277.95	円 313.04	円 347.90
純資産	百万円 62,925	百万円 72,692	百万円 80,267	百万円 94,250
総資産	百万円 130,462	百万円 140,231	百万円 137,093	百万円 156,545

(注) 2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合とする株式分割を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益は、第110期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の比率 出資比率	主要な事業内容
エスピーガーリック食品株式会社	百万円 89	100.0%	即席カレー等の製造販売
エスピースパイス工業株式会社	32	100.0	香辛料、香辛調味料の製造販売
株式会社エスピー興産	50	100.0	香辛料、調味料および包装資材の仕入販売
株式会社エスピーサンキョーフーズ	10	100.0	レトルト食品等の製造販売
株式会社大伸	10	—	香辛料、香辛調味料の製造販売
峯栄興業株式会社	30	100.0	香辛料の仕入販売
S&B INTERNATIONAL CORPORATION	千USドル 100	100.0	香辛調味料、即席カレー等の仕入販売
S&B FOODS SINGAPORE PTE.LTD.	千SGドル 650	100.0	香辛調味料、即席カレー等の仕入販売

- (注) 1. 当連結会計年度より、前連結会計年度まで非連結子会社であった峯栄興業株式会社につきまして、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。
2. 株式会社大伸の株式は、子会社エスピーガーリック食品株式会社が100.0%保有しております。

(6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、「国内事業」におきましては、各種香辛料、即席カレー、チューブ製品、レトルトカレー等の製造・販売のほか、関連する原材料の調達を行っており、「海外事業」におきましては、各種香辛料、即席カレー、チューブ製品、レトルトカレー等の販売を行っております。各事業の主な製品等につきましては、以下のとおりであります。

事業区分	製品区分	主な製品等
国内事業	スパイス & ハーブ	カレー粉、コショウ、洋風スパイス、シーズニングスパイス
	即席	ゴールデンカレー、フォン・ド・ボー ディナーカレー、とろけるカレー、濃いシチュー
	香辛調味料	本生本わさび、おろし生しょうが、中華
	インスタント食品その他	おでんの素、レトルトカレー、パスタソース
海外事業	スパイス & ハーブ	カレー粉、粉わさび、唐辛子
	即席	ゴールデンカレー
	香辛調味料	ねりわさび、うまみトッピング
	インスタント食品その他	レトルトカレー

(7) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

<主要事業所および工場>

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東 京 都	上 田 工 場	長 野 県
八丁堀ハーブテラス	東 京 都	東 松 山 工 場	埼 玉 県
板橋スパイスセンター	東 京 都	宮 城 工 場	宮 城 県

<支店および営業所>

名 称	所在地	名 称	所在地
北海道支店	札 幌 営 業 所	北海道	中 部 支 店
東北支店	北 東 北 営 業 所	岩 手 県	静 岡 営 業 所
	南 東 北 営 業 所	宮 城 県	
東京支店	東 部 営 業 所	千 葉 県	北 陸 営 業 所
	中 央 営 業 所	東 京 都	関 西 支 店
	西 部 営 業 所	東 京 都	関 西 第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 営 業 所
	神 奈 川 営 業 所	神 奈 川 県	中 国 第 1 営 業 所
関東・信越支店	関 東 営 業 所	埼 玉 県	中 国 第 2 営 業 所
	新 潟 営 業 所	新 潟 県	四 国 営 業 所
	長 野 営 業 所	長 野 県	九 州 支 店
			九 州 第 1 ・ 第 2 営 業 所
			鹿 児 島 営 業 所
			沖 縄 営 業 所
			欧 州 支 店
			イギリス

② 子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
エスピーガーリック食品株式会社	東 京 都	株 式 会 社 大 伸	埼 玉 県
エスピースパイス工業株式会社	東 京 都	峯 栄 興 業 株 式 会 社	東 京 都
株式会社エスピー興産	東 京 都	S&B INTERNATIONAL CORPORATION	ア メ リ カ
株式会社エスピーサンキョーフーズ	静 岡 県	S&B FOODS SINGAPORE PTE.LTD.	シ ン ガ ポ ール

(注) エスピーガーリック食品株式会社は、2026年1月30日付で本店所在地を栃木県から東京都へ変更しております。

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内事業	1,907名	+25名
海外事業	59名	-5名
全社(共通)	116名	+4名
合計	2,082名	+24名

(注) 従業員数は就業人員(嘱託を含み、臨時従業員を除く)であります。

(9) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
農林中央金庫	4,652
株式会社三菱UFJ銀行	2,226

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 27,244,468株 (自己株式3,068,657株を含む)
 (3) 株主数 15,011名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
山崎兄弟会	2,400	9.93
株式会社三菱UFJ銀行	1,084	4.48
農林中央金庫	1,084	4.48
株式会社きらばし銀行	866	3.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	791	3.27
セコム損害保険株式会社	704	2.92
日本生命保険相互会社	651	2.70
大日本印刷株式会社	600	2.48
株式会社常陽銀行	440	1.82
公益財団法人山崎香辛料振興財団	440	1.82

(注) 当社は、自己株式3,068,657株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2025年6月27日開催の第112期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年7月11日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月8日付で取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) 6名に対し自己株式8,419株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合とする株式分割を実施いたしました。これにより、発行済株式の総数は27,244,468株となっております。

また、当社は、2025年4月1日を効力発生日として定款変更を実施いたしました。これにより、発行可能株式総数は70,400,000株となっております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	池 村 和 也	マーケティング企画室担当兼海外事業部担当
専務取締役	田 口 裕 司	営業グループ管掌兼ハープ事業部担当
常務取締役	小 島 和 彦	開発生産グループ担当兼品質保証室担当
取 締 役	加 治 正 人	管理サポートグループ担当 兼人事総務室担当兼指名諮問委員会委員 兼報酬諮問委員会委員
取 締 役	横 井 実	上席執行役員経営企画室担当兼業務改革推進室担当 兼管理サポートグループ営業管理・IT担当 兼情報統括担当役員
取 締 役	山 崎 崇 弘	エスビーガーリック食品株式会社代表取締役社長 執行役員管理サポートグループ経理管理室長 兼法務・ガバナンス室担当 S&B Foods (Thailand) Co., Ltd. Director (President)
取 締 役	大 嶽 佐 由 美	有限会社Office Otake代表取締役
取 締 役	瀧 野 敏 子	医師、医療法人 ラ・クオール会理事長・院長
取締役常勤監査等委員	西 邨 正 敏	指名諮問委員会委員兼報酬諮問委員会委員
取締役監査等委員	葛 山 康 典	指名諮問委員会委員兼報酬諮問委員会委員 早稲田大学社会科学総合学院教授
取締役監査等委員	松 家 元	指名諮問委員会委員長兼報酬諮問委員会委員長 弁護士
取締役監査等委員	鵜 高 利 行	指名諮問委員会委員兼報酬諮問委員会委員 公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏ならびに取締役監査等委員葛山康典氏、松家 元氏および鵜高利行氏は、社外取締役であります。
2. 取締役監査等委員葛山康典氏は、企業財務に関する研究および教授等を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役監査等委員鵜高利行氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏ならびに取締役監査等委員葛山康典氏、松家 元氏および鵜高利行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督

機能を強化するために西邨正敏氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 2026年4月1日付をもって、次のとおり取締役の担当を変更いたしました。

専務取締役	田口裕司	営業グループ管掌兼ハーブ事業部担当 兼マーケティング企画室担当
取締役	加治正人	管理サポートグループ担当 兼指名諮問委員会委員兼報酬諮問委員会委員
取締役	横井実	上席執行役員兼経営企画室担当兼業務改革推進室担当 兼管理サポートグループ担当兼情報統括担当役員
取締役	山崎崇弘	執行役員海外事業管掌兼管理サポートグループ財務管理室担当 兼法務・ガバナンス室担当

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。2026年4月1日現在、執行役員は13名で、取締役のうち執行役員を兼務する者2名の他に下記11名の執行役員がおります。

執行役員	大久陽子	
執行役員	金子功	営業グループ業務用担当兼業務用広域営業部長
執行役員	杉田雅彦	営業グループ担当
執行役員	渡邊泰一郎	開発生産グループ担当
執行役員	三浦兼仁	開発生産グループスパイスコントロール室長 兼供給部担当
執行役員	中川栄治	開発生産グループ商品部長
執行役員	梅澤一秀	経営企画室長 兼管理サポートグループ広報・IR室長
執行役員	細谷卓哉	営業グループ西日本担当兼関西支店長
執行役員	日置雅彦	海外事業担当兼海外事業部長
執行役員	竹本睦弘	開発生産グループ供給部物流統括管理者
執行役員	千葉仁	営業グループ戦略担当兼東日本担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、法令が規定する限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役および執行役員ならびに子会社の取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬に関する方針および報酬等の決定に関する事項

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、2025年6月27日開催の第112期定時株主総会において、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、2024年6月27日開催の第111期定時株主総会において承認された報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。

これに伴い、2025年6月27日開催の取締役会において、上記の内容を織り込み、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針を改定しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

当社取締役（社外および監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等は、取締役会が定めた規程に基づき、金銭報酬として、個々の取締役の職務と責任および実績に業績要素を加味した固定報酬および業績連動報酬、ならびに非金銭報酬として、職務と責任に応じた株式報酬により構成されております。

また、当社社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等は、それぞれの役割を考慮し、固定報酬のみとしており、その額は規程に定めております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等のうち、業績連動報酬にかかる指標は、売上高および営業利益等の中期経営計画と連動した財務諸表における定量指標に加えて、担当部門や各取締役の目標達成度を採用しております。業績連動報酬の額又は算定方法の決定に関する方針は、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務と責任および実績に業績要素を加味することとしており、その決定権限は取締役会が有しております。

c. 株式報酬に関する方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等のうち、株式報酬については、取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せず、無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受けるものとしております。

また、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。

株式報酬の額又は算定方法の決定に関する方針は、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務と責任に応じることとしており、その決定権限は取締役会が有しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額全体における固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の割合は、概ね7：2：1としております。

e. 報酬付与の時期および条件の決定方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、役位ごとに定めた固定報酬、業績連動報酬を合わせた額を、月例支給額として在任中に支給することとしております。また、譲渡制限付株式報酬として、役位ごとに定めた数の当社株式を毎年一定の時期に交付することとしております。

f. 報酬等の決定に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容は、個々の取締役の職務と責任および実績に業績要素を加味することとしております。なお、客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関である、報酬諮問委員会にて、審議した結果の答申を受けて、取締役会で決定しております。

g. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等についての株主総会の決議等に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額は、2024年6月27日開催の第111期定時株主総会において、月額30百万円以内と決議されており、当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名となります。

非金銭報酬については、2025年6月27日開催の第112期定時株主総会において、金銭報酬枠とは別枠で、当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の額として年額1億円以内、株式数の上限を年6万株以内と決議されており、当該株主総会終結時点での取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名となります。

ロ. 監査等委員である取締役の基本報酬に関する方針および報酬等の決定に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、具体的金額、支給の時期等の決定をしております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2024年6月27日開催の第111期定時株主総会において、月額10百万円以内と決議されており、当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は、4名となります。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	211 (14)	142 (14)	49 (-)	19 (-)	8 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	44 (24)	44 (24)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	255 (39)	187 (39)	49 (-)	19 (-)	12 (5)

- (注) 1. 業績連動報酬に係る定量指標の目標は、売上高、営業利益等の公表計画値を使用しており、その実績は、第112期の売上高1,235億20百万円、営業利益94億42百万円であります。当該指標を選択した理由は持続的な成長に対する貢献意識を高めるためであり、当社の業績連動報酬は、各取締役の役位および担当部門の目標達成度も勘案して算定されております。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬額は、2024年6月27日開催の第111期定時株主総会において月額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、8名 (うち社外取締役は2名) であります。
3. 非金銭報酬については、2025年6月27日開催の第112期定時株主総会において、金銭報酬枠とは別枠で、当社取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の額として年額1億円以内、株式数の上限を年6万株以内と決議されており、当該株主総会終結時点での取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) の員数は、6名となります。
4. 取締役 (監査等委員) の報酬等の額は、2024年6月27日開催の第111期定時株主総会において月額10百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名であります。
5. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

(5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況 お よ び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	大 嶽 佐 由 美	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。また、期待される豊富な国際経験やマーケティングに関する高い見識に基づいた適切な助言等については、客観的な立場から、国際情勢やマーケティング等を中心に、適宜発言を行っております。
取 締 役	瀧 野 敏 子	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。また、期待される医師としての豊富な経験および高い見識や医療機関における組織マネジメントの経験に基づいた適切な助言等については、客観的な立場から、社会情勢や組織運営等を中心に、適宜発言を行っております。
取 監 査 等 委 員 員	葛 山 康 典	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会8回の全てに出席しており、企業財務の専門家としての見地から、適宜発言を行っております。 なお、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会7回、報酬諮問委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関わる答申を行っております。
取 監 査 等 委 員 員	松 家 元	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会8回の全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験および専門的見地から、適宜発言を行っております。 なお、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名諮問委員会7回、報酬諮問委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関わる答申を主導しております。
取 監 査 等 委 員 員	鵜 高 利 行	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会8回の全てに出席しており、公認会計士・税理士としての豊富な経験および専門的見地から、適宜発言を行っております。 なお、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会7回、報酬諮問委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関わる答申を行っております。

4 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、今後の事業展開に向けた投資のための内部留保の充実を図りつつ、経営体質の一層の強化と堅実な経営基盤の確保に努めますとともに、純資産配当率や配当性向などの各種指標を勘案し、業績に裏付けられた成果を、安定的な配当として維持、継続いたしますことを基本方針としております。

上記方針に基づき、株主還元につきましては、中長期的に総還元性向35%を目指し一層の充実に努めつつ、配当水準に関しましては、第4次中期経営計画の最終年度に連結配当性向20%以上を目標とした安定的な配当と増配に取り組んでまいります。

当期の期末配当金につきましては、当初の配当予想から1株当たり2円増額し、1株当たり26円といたしました。これにより、当期の1株当たり年間配当金は、中間配当金の24円を加えて50円となります。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額および記載株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>95,396</b>  |
| 現金及び預金          | 30,313         |
| 電子記録債権          | 47             |
| 売掛金             | 30,526         |
| 商品及び製品          | 10,498         |
| 仕掛品             | 5,827          |
| 原材料及び貯蔵品        | 16,823         |
| その他             | 1,359          |
| 貸倒引当金           | △0             |
| <b>固定資産</b>     | <b>61,148</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>34,900</b>  |
| 建物及び構築物         | 17,511         |
| 機械装置及び運搬具       | 7,090          |
| 工具、器具及び備品       | 1,790          |
| 土地              | 7,778          |
| リース資産           | 282            |
| 建設仮勘定           | 446            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>570</b>     |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>25,678</b>  |
| 投資有価証券          | 20,660         |
| 長期貸付金           | 729            |
| 繰延税金資産          | 964            |
| 退職給付に係る資産       | 369            |
| その他             | 2,973          |
| 貸倒引当金           | △20            |
| <b>資産合計</b>     | <b>156,545</b> |

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額            |
|--------------------|----------------|
| <b>負債の部</b>        |                |
| <b>流動負債</b>        | <b>38,430</b>  |
| 支払手形及び買掛金          | 11,159         |
| 短期借入金              | 8,788          |
| リース債務              | 118            |
| 未払金                | 12,719         |
| 未払法人税等             | 2,598          |
| 賞与引当金              | 1,686          |
| 資産除去債務             | 6              |
| その他                | 1,352          |
| <b>固定負債</b>        | <b>23,863</b>  |
| 社債                 | 2,000          |
| 長期借入金              | 12,023         |
| リース債務              | 195            |
| 長期未払法人税等           | 2              |
| 繰延税金負債             | 2,465          |
| 再評価に係る繰延税金負債       | 1,112          |
| 退職給付に係る負債          | 5,889          |
| 資産除去債務             | 126            |
| その他                | 47             |
| <b>負債合計</b>        | <b>62,294</b>  |
| <b>純資産の部</b>       |                |
| <b>株主資本</b>        | <b>81,372</b>  |
| 資本金                | 1,744          |
| 資本剰余金              | 7,235          |
| 利益剰余金              | 76,347         |
| 自己株式               | △3,954         |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>12,878</b>  |
| その他有価証券評価差額金       | 11,342         |
| 土地再評価差額金           | 766            |
| 為替換算調整勘定           | 557            |
| 退職給付に係る調整累計額       | 211            |
| <b>純資産合計</b>       | <b>94,250</b>  |
| <b>負債純資産合計</b>     | <b>156,545</b> |

## 連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額       |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 129,022 |
| 売上原価            |       | 92,889  |
| 売上総利益           |       | 36,132  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 25,814  |
| 営業利益            |       | 10,318  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 54    |         |
| 受取配当金           | 482   |         |
| 不動産賃貸料          | 37    |         |
| 為替差益            | 259   |         |
| その他             | 161   | 995     |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 443   |         |
| 支払手数料           | 134   |         |
| その他             | 8     | 586     |
| 経常利益            |       | 10,726  |
| 特別利益            |       |         |
| 投資有価証券売却益       | 483   |         |
| 受取補償金           | 604   |         |
| その他             | 45    | 1,132   |
| 特別損失            |       |         |
| 固定資産除却損         | 54    |         |
| 減損損失            | 129   |         |
| 投資有価証券評価損       | 40    |         |
| 製品回収関連費用        | 99    |         |
| その他             | 25    | 349     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 11,509  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,331 |         |
| 法人税等調整額         | △231  | 3,099   |
| 当期純利益           |       | 8,409   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 8,409   |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

エスビー食品株式会社  
取締役会 御中

ふじみ監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 腰 越 勉  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久 世 将 吾  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスビー食品株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスビー食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

エスピー食品株式会社  
取締役会 御中

ふじみ監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 腰 越 勉  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久 世 将 吾  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスピー食品株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

エスビー食品株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西 邨 正 敏 (印)

監査等委員 葛 山 康 典 (印)

監査等委員 松 家 元 (印)

監査等委員 鵜 高 利 行 (印)

(注) 監査等委員葛山康典、松家元及び鵜高利行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場のご案内

場所：東京都板橋区宮本町38番8号 ☎03(3558)5531  
当社板橋スパイスセンター ミーティングホール



**お願い** 駐車場のご用意はしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。